

地域医療支援病院の 名称の承認について

- 地域医療支援病院とは、医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認するものです。
- これまで地域医療支援病院の承認にあたっては、医療法第4条第2項の規定に基づき、医療審議会の意見を聴くものとされていたため、申請があつた場合は、承認要件を審査の上、要件を満たしているときは、医療審議会で審議し承認を行ってきましたが、令和3年3月30日の医療法施行規則改正に伴い、新たに地域医療構想調整会議における協議も求められることとなりました。
- つきましては、日本医科大学千葉北総病院より地域医療支援病院の名称の承認申請がありましたので、名称使用の妥当性について御意見を伺います。

【問合せ先】医療整備課医療指導班 電話:043-223-3884 Mail:iryoub@bz.pref.chiba.lg.jp

地域医療支援病院について

1 制度について

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認する。

2 地域医療支援病院となるための要件等概要

承認要件等項目	概 要
(1) 紹介患者に対し医療を提供しうる体制が整備されていること。	次のいずれかに該当すること。 ① 紹介率 80%以上 ② 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上 ③ 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上
(2) 共同利用の実施	病院の建物の全部若しくは一部、設備、器機又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師等その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させる体制が整備されていること。
(3) 救急医療の提供	24 時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる施設及び医療従事者が確保されていること。 ・ 次のいずれかに該当すること。 ① 年間救急搬送患者数 ÷ 救急医療圏人口 × 1000 ≥ 2 ② 年間救急搬送患者の受け入れ数 ≥ 1000
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会等研修を定期的（年間 1 2 回以上）に行う体制、設備が整備されていること。
(5) 病床の規模	原則 200 床以上を有すること。
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	集中治療室、化学、細菌・病理等検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室等すべて必要施設は有していること。
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	地域医療支援病院運営委員会を設置しており、その構成員は医療関係者の団体、県・市町村代表、学識経験者を含むこと。
(8) 諸記録の管理及び閲覧	諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されていること。

3 医療圏別地域医療支援病院の承認一覧（9医療圏19病院）

二次保健医療圏	市町村名	病 院 名	承認年月日
千 葉	千葉市	千葉県こども病院	H16.12.24
	千葉市	国立病院機構千葉医療センター	H20.6.25
	千葉市	千葉市立海浜病院	H25.8.6
	千葉市	千葉市立青葉病院	H28.4.1
東葛南部	船橋市	船橋市立医療センター	H22.3.31
	八千代市	東京女子医大八千代医療センター	H23.3.25
	習志野市	千葉県済生会習志野病院	H25.8.6
	市川市	東京歯科大学市川総合病院	H28.3.31
	市川市	国立国際医療研究センター国府台病院	H29.2.9
東葛北部	松戸市	松戸市立総合医療センター	H25.8.6
	柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	H30.3.30
印 旛	成田市	成田赤十字病院	H18.8.30
	佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	H28.6.1
香取海匝	旭市	総合病院国保旭中央病院	H29.3.1
山武長生夷隅	東金市	東千葉メディカルセンター	H30.5.31
安 房	鴨川市	亀田総合病院	H16.12.20
君 津	木更津市	君津中央病院	H23.1.25
市 原	市原市	千葉労災病院	H19.3.30
	市原市	帝京大学ちば総合医療センター	H30.3.30

承認要件の確認

名称・所在地	日本医科大学千葉北総病院 印西市鎌苅 1 7 1 5	
開設者（申請者）	東京都文京区千駄木 1 丁目 1 番 5 号 学校法人日本医科大学	
開設年月日	平成 6 年 1 月 1 5 日	
診療科目	精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、救急科、消化器外科、病理診断科、脳神経内科、腎臓内科、消化器内科、血液内科、呼吸器内科、乳腺外科、緩和ケア外科、糖尿病・内分泌内科 … 2 9 診療科	
(1) 紹介患者に対する医療提供	<ul style="list-style-type: none"> 紹介率 5 0 . 7 %、逆紹介率 7 2 . 6 % (紹介率 5 0 %以上、逆紹介率 7 0 %以上で申請) 	適
(2) 共同利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> 共同利用病床 5 床 共同利用できる機器 (CT、MRI 他) 共同利用できる設備 (会議室、カンファレンスルーム 他) 共同利用規程あり 登録医療機関 1 0 	適
(3) 救急医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 救急告示病院 救急患者 3 , 5 1 2 人 医師 3 3 人、看護師 7 4 人ほか 優先病床 2 6 床、専用病床 一般 2 6 床 	適
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 年 1 2 回 参加者 1 , 3 7 8 名 (教育研修管理委員会 等) 研修指導者 医師 5 人、看護師 2 人ほか 研修委員会あり 	適
(5) 病床の規模	<ul style="list-style-type: none"> 一般 5 7 4 床 	適
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療室、化学細菌検査室、図書室等、必要な施設をすべて有している。 	適
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会設置 (運営規程あり、委員承諾済) 委員構成は医療関係団体、県・市代表等により構成されている。 	適
(8) 諸記録の管理及び閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 諸記録管理責任者、管理担当者、閲覧方法等、諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されている。 	適

※実績は令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日の期間に基づく。